

【当該地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	土地所有者Aから耕作者Bが相対契約で借り耕作をしていたが、土地所有者令和6年に死亡。相続権者の1人から相続権者は全員相続放棄の手続きをしている旨を聞き取った。相対契約の残期間が少なく、来年度耕作ができなくなる可能性があるため早急に解消する必要がある。
筆数や面積	江津市波積町北 3筆、4,966㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

- R7. 8. 26 登記簿を農業委員会が公用取得
- R7. 9. 4 京都家裁へ依頼文書発出
- R7. 9. 9 京都家裁より回答文書受理
- R7. 9. 17 所有者を確知できない旨の公示
- R7.11. 17 農業委員会から中間管理機構へ申し出がなかった旨の通知
- R8. 2. 9 中間管理機構から知事へ裁定申請
- R8. 3. 12 知事から中間管理機構へ裁定通知

【農業委員会・農業会議の取組内容】

- 登記情報及び登記名義人の相続関係の整理
- 相続関係図の作成
- 家庭裁判所へ相続放棄の有無の確認
- ※戸籍謄本、相続関係図等を添付、相続関係者6名分を確認

- 農業会議は農業委員会の問い合わせに対応・進捗状況確認
- 相続権者全員が相続放棄した場合の所有者不明制度の取り扱い
 - 相続放棄の有無の確認の照会先・根拠等

【利用権の始期等】

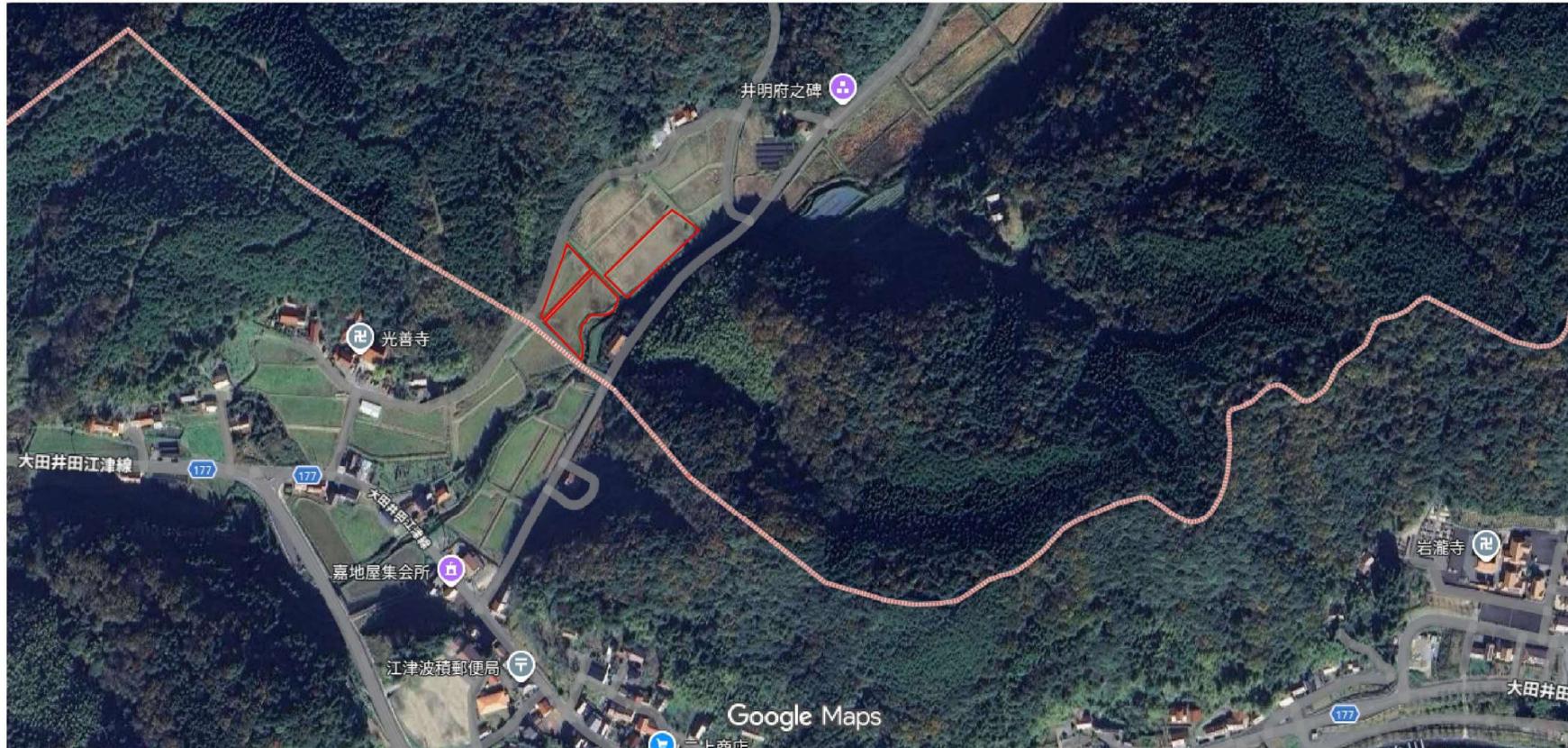
始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額
令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	37,250円(注) ※機構が利用権の始期までに松江地方法務局浜田支局供託

(注)補償金の額 年1,500円/10aより算出

【支援地域の地図・航空写真等】

Google

波積町北



画像 ©2026 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2026 100 m